

賃上げ促進税制

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

2024(令和6)年度、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、賃上げ促進税制を強化した。直近では、賃上げの水準は高い伸びを示している一方、人材確保の観点から防衛的な賃上げを余儀なくされる中小企業においては、大企業に比べて人手不足感が強い。こうした状況を踏まえ、租税特別措置等は真に必要なものに限定する方針の下、賃上げ促進税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加えるものである。

(2)内容

- ① 大企業向けは適用期限到来前に廃止される。
- ② 中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止される。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。
- ③ 中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

2. 適用時期

大企業向け : **2026(令和8)年3月31日まで**に開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。

中堅企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。

中小企業向け : 2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用。

3. 影響・対応策

次頁以降の通り、法人区分に応じて影響度合いは異なる。

4. 実務のポイント

- 特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。
- 中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止時期は大綱に記載されていないため、今後の情報を確認する必要がある。

賃上げ促進税制(大企業向け)

大企業
向け

大企業向け(2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用)

項目	改正前		改正後
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額×103%		
税額控除額※1	$\begin{aligned} & \text{① (雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}) \times \text{控除率} \\ & \text{② 適用年度の法人税額} \times 20\% \text{ (控除上限)} \end{aligned} \quad \left[\begin{array}{l} \text{①と②のいずれか少ない金額} \\ \text{(繰越不可)} \end{array} \right]$		
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	10%
		4%以上	15%
		5%以上	20%
		7%以上	25%
上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算	廃止
	以下のいずれか※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるばし認定	5%加算	廃止
	最大控除率	35%	—
マルチステークホルダー方針の要件※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人若しくは常時使用する従業員数が2,000人を超える法人		—

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

賃上げ促進税制(中堅企業向け)

中堅企業
向け

中堅企業向け(2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度)

項目	改正前		改正後	
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$		継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$	
税額控除額※1	① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) \times 控除率 ② 適用年度の法人税額 \times 20% (控除上限)		①と②のいずれか少ない金額 (繰越不可)	
控除率	3%以上	10%	3%以上	—
	4%以上	25%	4%以上	10%
	5%以上		5%以上	15%
	6%以上		6%以上	25%
	教育訓練費の増加割合が10%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の 0.05%以上	5% 加算	廃止	—
上乗せ措置	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5% 加算	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5% 加算
	最大控除率	35%	30%	
マルチステーク ホルダー方針の要件 ※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が 1,000人以上の法人	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員 数が1,000人以上の法人		

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

賃上げ促進税制(中小企業向け)

中小企業
向け

中小企業向け

項目	改正前	改正後		
適用要件※1	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 \times 101.5%			
税額控除額※1	$\begin{aligned} & \left[\text{① (雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額)} \times \text{控除率} \right] \\ & \text{② 適用年度の法人税額} \times 20\% \text{ (控除上限)} \end{aligned}$			①と②のいずれか少ない金額
控除率	給与等の増加割合※1 1.5%以上		15%	
	2.5%以上		30%	
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が5%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の 0.05%以上	10% 加算	廃止
		以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)	5% 加算	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・くるみん認定 ・えるぼし認定(2段階目以上)
	最大控除率	45%		35%
	控除限度 超過額の繰越	5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者 給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超 える場合に限る)		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等 支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限る)

※1 適用要件・給与等の増加割合は、雇用者全体の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。